(20点)

生保2 (問題)

問題1. 次の設問に解答せよ。[解答は解答用紙の所定の欄に記入すること] (1) 生命保険会社の財務諸表の勘定科目に関し、以下の空欄を埋めよ。

額を、⑤として積み立てなければならない。

・ ① には、将来減算一時差異および税務上の繰越欠損金にかかる税金のうち、将来の会計期間において回収が見込まれる税金額を計上する。
・貸倒引当金は、一般貸倒引当金、② 、および特定海外債権引当勘定からなる。
・損失てん補準備金は、相互会社が将来の会社の損失に備えて剰余金処分において積み立てる準備金であり、株式会社では ③ 準備金に相当するものである。
・有価証券評価損には、一般勘定における ④ 目的有価証券以外の有価証券を減損処理により時価評価した際の評価差額を計上する。

・相互会社が基金を償却するときは、保険業法第56条に基づき、その償却する金額に相当する金

(2) 平成8年・大蔵省告示第48号に規定されている予定利率(標準利率)の水準の設定について、以下の空欄を適切な語句または数値で埋めよ。④については計算過程も記載せよ。

<平成11年4月1日以降の標準利率の水準の設定の概要>

毎年 10 月 1 日を基準日として、基準日の属する月の前月から過去 ① 年間または過去 10 年間に発行された利付国庫債券 (10 年)の応募者利回りのそれぞれの平均値のいずれか ② い方の値を下表に掲げる対象利率に区分して、それぞれの数値に安全率係数を乗じて得られた数値の合計値(基準利率)が、基準日時点で適用されている予定利率と比較して ③ %以上乖離している場合には、基準利率に最も近い 0.25%の整数倍の利率 (基準利率が 0.25%の整数倍の利率と 0.125%乖離している場合は、基準利率を超えず、かつ、基準利率に最も近い 0.25%の整数倍の利率とする。)を予定利率とし、基準日の翌年の 4 月 1 日以降締結する保険契約に適用する。

対 象 利 率	安全率係数		
0%を超え、1.0%以下の部分	0.9		
1.0%を超え、2.0%以下の部分	0.75		
2.0%を超え、6.0%以下の部分	0.5		
6.0%を超える部分	0.25		

<標準利率の水準の計算>

平成 11 年以降のある年の 4 月 1 日時点で適用されている標準利率を 1.50%とする。同年の基準日の属する月の前月から過去 ① 年間の利付国庫債券(10 年)の応募者利回りの平均値が 2.90%、過去 10 年間の応募者利回りの平均値が 4.25%とすると、その翌年の 4 月 1 日以降締結する保険契約の標準利率の水準は ④ %となる。

- (3) 保険相互会社の株式会社化について、以下の空欄を埋めよ。
- ア)保険業法第92条では、組織変更を行う相互会社は定款において、 ① を定めなければならない、とされている。
 - ① は、退社員の② 総額とされ、保険業法施行規則第45条により以下の算式で定められる。

組織変更を行う相互会社の組織変更時における ③ 額×A/(A+B)

ここで、Aは退社員の② 額、Bは現社員の② 額を表す。

また、A+Bは② 計算と同様の方法により計算された ③ 額で、具体的には以下の i)から ii)、ii) および iv) を差し引くことにより計算される。

- i) ② 計算と同様の方法で評価した組織変更時の総資産の額
- ii) 社員に係る保険契約について保険契約上の債務を履行するために確保すべき資産の額
- iii) ④ について保険契約上の債務を履行するために確保すべき資産の額
- iv) その他組織変更時における債務を履行するために確保すべき資産の額
- イ)組織変更後の株式会社は、貸借対照表上の<a>③ 額から<a>① を控除した残額を超えて、<a>⑤ を行うことができない。
- (4)以下の表に基づき、平成17年度における価格変動準備金の繰入額(積増額)を計算せよ。なお、解答にあたって、計算過程も記載すること。

ここで、平成17年度においては、法令により積み立てが求められる最小額を積み立てるものとし、 平成17年度における取り崩しはなく、また平成17年度の積み立てによって積立限度には達しない ものとする。

一般勘定資産残高

(単位:百万円)

		平成16年度末			平成17年度末		
		帳簿価額	貸借対照表 計上額	時価	帳簿価額_	貸借対照表 計上額	時価
国内株式		120, 000	90,000	90, 000	150, 000	180, 000	180, 000
邦貨建の債券		300, 000	320, 000	380, 000	400,000	380, 000	300, 000
	うち満期保有目的の債券	60,000	60,000	100,000	90,000	90,000	60, 000
	うち責任準備金対応債券	100,000	100, 000	120,000	150,000	150, 000	100, 000
	うちその他有価証券	140, 000	160, 000	160,000	160,000	140, 000	140, 000
外貨建の債券(為替予約なし)		40, 000	50, 000	50, 000	50,000	60,000	60,000
不動産		80,000	100,000	100, 000	100, 000	120,000	120, 000

問題2. 次の設問に解答せよ。[解答は所定の解答用紙に記入すること]

(40点)

- (1) 次のそれぞれの事業年度末責任準備金の積み立て方とその考え方について、簡潔に説明せよ。
 - ①共同保険式再保険に付して出再した保険契約に係る事業年度末責任準備金
 - ②財務再保険により収受した出再保険受入手数料に係る事業年度末責任準備金
- (2) 平成 17 年度から導入された危険準備金Ⅲの対象とするリスク、積立基準、積立限度、取崩基準 および平成 17 年度の経過措置について、簡潔に説明せよ。
- (3) 各種予定事業費枠のうち、「蔵銀枠」と「利源枠」について、それぞれの考え方と特徴を簡潔に 説明せよ。
- (4) 区分経理における全社区分の機能およびその財源の代表的な例について、簡潔に説明せよ。
- 問題3.次の(1)(2)のうち、1間を選択し解答せよ。[解答は汎用の解答用紙に記入すること] (40点)
- (1) 生命保険会社の保険計理人による責任準備金積立の確認について、以下の問に答えよ。ただし、 解答にあたって、最低保証のある変額年金保険等について触れる必要はない。
 - ① 将来収支分析(1号収支分析)による責任準備金積立の確認の概要を簡潔に説明せよ。

(10点)

- ② 保険商品が複雑化するなかで、将来の保険事故発生率の不確実性が懸念される状況等を踏まえ、 責任準備金の十分性の確保について、アクチュアリーとして今後考慮すべき事項を挙げ、それぞ れに対する所見を述べよ。 (30点)
- (2) 契約者(社員)配当について、以下の問に答えよ。
 - ① 生命保険会社の保険計理人の実務基準に規定されている公正・衡平な配当の要件および公正・ 衡平な配当の確認の概要について簡潔に説明せよ。 (10点)
 - ② 個人保険(含む個人年金保険)と団体年金保険の商品特性を比較した上で、①を踏まえ、個人保険(含む個人年金保険)と団体年金保険の契約者(社員)配当について、公正・衡平となるよう、各商品・各群団の配当をどのようにすべきか所見を述べよ。 (30点)

以上

生保2 解答例

問題1

(1)

- ① 繰延税金資産 ② 個別貸倒引当金 ③ 利益 ④ 売買 ⑤ 基金償却積立金
- (2)
- ① 3 ② 低 ③ 0.5
- ④ 1×0.9+1×0.75+0.9×0.5 = 2.10 (1.50 と 0.5 以上乖離)→ 2.0%
- (3)
- ① 組織変更剰余金額 ② 寄与分 ③ 純資産 ④ 非社員契約
- ⑤ 株主配当(又は利益の配当)

(4)

150000×1.5/1000+(150000+160000)×0.2/1000+50000×1/1000 = 337 百万円

問題2

(1)

- ①共同保険式再保険に付して出再した保険契約に係る事業年度末責任準備金
- ・ 保険業法では「保険会社は、保険契約を再保険に付した場合において、保険会社等に再 保険を付した部分に相当する責任準備金を積み立てないことができる(規則第71条第1 項)」旨が規定され、これに基づき出再割合分を控除した積立を行うことが認められて いる。
- ・ 共同再保険方式では、保険料、保険金、解約返戻金等の全ての契約者との金銭授受を、 出再割合に応じて元受保険会社と再保険会社で分かち合い、その結果、資産も出再割合 に応じて分かち合うことになるため、収支の歪みを回避するためには、元受保険会社は、 責任準備金についても、出再割合に応じた積み立て、つまり出再しない場合の責任準備金 に出再割合を乗じた金額を控除した積み立てとする必要がある。このような積立を可能と するため、前述のような取り扱いが認められているものと考えられる。
- ②財務再保険により収受した出再保険受入手数料に係る事業年度末責任準備金
- ・ 再保険に関する責任準備金の積み立ての特殊な取り扱いとして、所謂財務再保険に付し た場合については、将来発生することが見込まれる収益を基に計算した手数料(出再保

険受入手数料)を収受したときは、当該収受した金額を責任準備金あるいは預かり金として計上することとされている。(規則第71条第2項第3項、平成10年大蔵省告示第233号)

・ この趣旨は、財務再保険は伝統的な再保険と異なり、再保険契約から生じる将来の収益 を担保とした資金調達的要素が強く、また受再会社に保険リスクを完全に移転していな いことがあるため、元受会社の財務の健全性の観点から、当該手数料を当期の利益とし て計上せずに責任準備金あるいは預かり金として積み立てることにしたものと考えら れる。

(2)

[対象リスク]

特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約(全保有契約)についての、最低保証リスクに備える危険準備金である。

[積立基準]

毎年、最低保証に係る収支残(最低保証に係る保険料から最低保証のために支払われた 保険金等を差し引いたもの)以上の額を積み立てる。

[積立限度]

最低保証リスクのうち、通常の予測を超えるリスクに対応するもの(最低保証に係る保険料積立金と合わせて、概ね90%の事象をカバーできる水準に対応するもの)として、保険料積立金の6%相当額を限度とする。

「取崩基準]

最低保証に係る収支残が負の場合において、当該収支残のてん補に充てる時を除くほか、 取り崩してはならない。なお、他の危険準備金と同様、生命保険会社の業務又は財産の状 況に照らし、やむを得ない事情がある場合には、届出により、前述以外の積立て又は取崩 しが可能。

[経過措置]

平成 18 年 3 月 31 日までを限り、危険準備金 I は、危険準備金 II に相当するもの及び平成 8 年大蔵省告示第 48 号第 5 項第 1 号に掲げる積立方式及び計算基礎率に基づき計算された額に相当するものとして積み立てられている金額 (標準責任準備金対象契約の最低保証付変額年金/保険について一般勘定に積み立てる金額)を限度に取り崩すことができる。ただし、当該取崩し額は、その前提となる危険の水準に応じ、危険準備金 III 又は保険料積立金に積み立てなければならない。

(3)

保険会社の事業費支出の特徴として、契約初年度に新契約費を費消し、それを後年の保 険料収入で償却していく点が挙げられる。この新契約費支出に対応する予定新契約費の収 入をどのように考えるかによって予定事業費枠の計算方法が異なってくる。

[蔵銀枠]

蔵銀枠は、保険料計算に用いる保険金額比例の予定新契約費αが初年度に全額収入され、 以後は収入されないと考える予定事業費枠である。

蔵銀枠は、初年度に販売経費の多くが支出される支出形態にリンクしており、新契約の 多寡によって事業費率が左右されにくい。一方でα全額を初年度に費消するという前提が 事業費コントロールの指標として甘いという意見もある。特に保険料収入を超えて予定新 契約費が計上される点に注意する必要がある。また、予定新契約費が初年度に全額収入さ れることから、予定事業費枠の水準が単年度の販売実績に左右されるという特徴もある。

利源枠

利源枠は、現在、主務官庁に報告する利源分析に用いる予定事業費枠であり、予定新契約費のうち一定割合を契約初年度に費消しそれを一定期間(現在は5年)で償却すると考えて計算したものである。負値責任準備金を認めないために限度超過修正(Negative Reserve 修正)を行う。

利源枠は、保険料収入を限度とした枠計上であり、解約控除まで考慮にいれた財源対応では他の予定事業費枠に比べより実態に近い。一方で2年目以降チルメル期間内の予定新契約費が通常負値となり、チルメル期間経過後は付加保険料が大きくなるといった特徴がある。

(4)

区分経理においては、区分経理を円滑に実行するために、商品区分とは別に全社区分を 設定する。

「全社区分の機能」

全社区分の機能は、次のイから二の全部または一部とする。

イ. リスクバッファー機能

死亡保障リスク、予定利率リスク、価格変動等リスク、経営管理リスク等に対応するためのリスクバッファー機能

ロ. 新しい商品の開発等に係る事業運営資金の提供機能

保険業法第106条または第108条(現保険業法では削除済)の規定に基づく子会社への出 資を含む。

- ハ. 会社全体で共有する資産、共有する経費等の管理機能
- ニ. 現預金等の管理機能

[全社区分の財源]

全社区分には、基金または資本金、法定準備金、任意積立金(配当平衡積立金を含む) 等の資本、(ただし、未処分利益または未処分剰余金を除く。)および危険準備金、価格変 動準備金、退職給与引当金等の負債、その他いずれの商品区分にも帰属していない負債・ 資本の全部または一部を配賦する。

また、資産には、全社区分の機能を果たすため、営業用不動産、動産、現預金等を配賦する。これらの資産が全社区分に帰属する負債または資本を超過する場合には、その超過分は、商品区分から借入れをするか出資を受けることとなる。

問題3

(1) ①

- I. 将来収支分析の根拠、方法等は、保険業法等法令および実務基準に基づく。
- 保険計理人は、保険業法第121条第1項第1号の規定に基づき、「生命保険会社の保険 計理人の実務基準」に従い将来収支分析(1号収支分析)を行い、将来の資産の状況な どを考慮して責任準備金の積立水準が十分であることを確認しなければならない。
- これにより、責任準備金はロックイン方式であることによる評価基礎率の硬直性のデメリットを補う。
- 1号収支分析の分析期間は少なくとも将来10年間とし、毎年行う。
- Ⅱ. 将来収支分析に用いるシナリオは、実務基準に定められている。
- 1 号収支分析は、1 号収支分析(1)(確率論的手法)または 1 号収支分析(2)(決定論的 手法)のいずれかに基づき行う。
- 1 号収支分析(1)では、金利、新契約進展率、保険契約継続率、保険事故発生率、事業 費、資産配分等の資産運用状況については相互の影響を考慮することが重要である。
- 1 号収支分析(2)では、金利は、直近の長期国債応募者利回りからスタートし以降低下する2本の指定シナリオを含まなくてはならない。
- 新契約高(将来の新契約高をゼロとするクローズ型分析も選択可)、保険契約継続率、 保険事故発生率、事業費、資産配分、配当金、法定準備金繰入等は過去の実績値等を 基に将来の変化等を見込んだ合理的なものでなくてはならない。1 号収支分析(2)では

原則、直近年度実績または直近年度を含む過去3年間の平均を用いる。

- 評価差額金のうち株式にかかるものの取り崩しは原則行わない。ただし、健全性に問題がない場合、合理的な基準に従い取り崩すことができる。また、株式以外の資産に係る評価差額金の取崩しは行わない。
- 債券等については原価法を適用する。
- Ⅲ. 実務基準に基づき、収支分析の結果により過不足の判断を行う。
- 1号収支分析(1)の場合、全シナリオ中の10%を超えるシナリオ、1号収支分析(2)の場合いずれかのシナリオにおいて、分析期間中の最初の5年間の事業年度末に責任準備金の積立が不可能となった場合には、責任準備金が不足していると判断し、その解消に必要な額を積み立てる必要があることを意見書に示さなければならない。
- 責任準備金不足相当額は、1 号収支分析(1)の場合、各シナリオの分析期間中の最初の5年間の事業年度末に生じた責任準備金不足額の現価の最大値のうち、上位 10%を除いた最大値とし、1 号収支分析(2)の場合は、すべてのシナリオ中の分析期間中の最初の5年間の事業年度末に生じた責任準備金不足額の現価の最大値とする。
- なお、以下の経営政策の変更により、責任準備金不足相当額の一部または全部を積み立てなくてよいことを意見書に示すことができる。これらの経営政策の変更については、ただちに行われるものでなくてはならず、翌事業年度の意見書で、変更が実施されたか、実施されなかったものがあった場合のその原因、対策等を意見書に記載する必要がある。
 - イ. 配当率引き下げ
 - ロ. 実現可能と判断できる事業費の抑制
 - ハ. 資産運用方針(ポートフォリオ)の見直し
 - 二. 新契約募集の抑制
 - ホ. 今後締結する保険種類の営業保険料の引き上げ
- 上記の経営政策の変更によらず、責任準備金不足相当額の一部または全部の積立を、 ソルベンシー・マージン基準を維持できる範囲内での内部留保等の取り崩しにより行 う場合には、ただちに行われる必要がある。ただし、将来の内部留保等の繰入を法定 下限未満とすることにより責任準備金不足相当額を解消できる場合には、内部留保等 を取り崩さないこともできる。

答案の作成にあたって

問題文に「アクチュアリーとして<u>今後</u>考慮すべき事項を挙げ」とあるので、出題時の法規制の枠組みを変える提案をある程度盛り込んだ所見も期待している問題である。所見としては、不確実性が懸念される状況等を整理し、責任準備金としてどの程度までどのように評価してカバーするかを論じることになる。人によって、不確実性を反映することにより今の責任準備金よりも厚く積むことを主張することもできるし、会計上の負債としての性格の観点から責任準備金に織り込むべきではなく自己資本によってカバーされるべきものであると主張することもできる。

以下は「医療商品の保険事故発生率の不確実性」にポイントを絞った解答の一つの例である。

I. 将来の保険事故発生率は、様々な内的・外的環境の影響を受けることにより、不確実性を内在するものとなっている。その影響を与えうる要素としては、以下のようなものが挙げられる。

i) 商品の多様化

規制緩和、少子高齢化の進行に伴い死亡保障マーケットは成熟期に達し、医療保険等の 生存保障マーケットが成長する中で保険商品の多様化、複雑化が進んでいる。

ii)募集形態の多様化

ダイレクトメールやインターネット等の情報インフラを利用した募集等販売チャネルが 多様化することにより、募集形態の差異が発生率へ影響していくことも考えられる。

iii)統計データ不足

特に、第三分野商品においては、保障内容が多岐にわたること、開発されて間もない商品も多いこと等から、商品設計時に基礎率作成の基礎データとしての経験データが十分でない場合も多い。さらに、第三分野に限らず、優良体や非喫煙者保険等のリスク細分型保険においても、取扱の歴史が浅く、割引死亡率が将来どこまで安全性が確保されているか未だ経験が十分でない。

iv) 社会保障制度の影響

医療保険、がん保険等の発生率は、医療施設の利便性、医療技術の進歩、がん等の検診技術の進歩、公的な医療保険制度等の医療政策等、経験から予測できない外的要因の影響を受け増加・減少する可能性がある。

v) 商品特性

死亡保障がないことで、医療保険は極めて生存保障性が強くなる。このような場合の価格設定時に使用する予定死亡率が死亡に対して安全を持っているとき、将来の死亡率改善が悪影響となることがある。

vi)契約者行動

被保険者が故意に入院期間を延ばす等、契約者行動に依存した発生率の不確実性がある。 これは、経済環境(景気)からの影響もあることが知られている。

vii)リスク濃縮現象

更新型の場合、健康でない人がより継続するというリスク濃縮問題がある。これも契約 者行動が伴うため、リスク濃縮に伴う保険事故発生率の変動の予測が難しい。

viii)保障期間の長期化

特に昨今急成長している終身保障タイプでは保険期間が長期にわたり、上記の不確実性も拡大する。

- Ⅱ. 上記のような要因から将来の発生率が不確実であることに対して、適正に責任準備金が積み立てられることが必要とされる。特に、保険契約に基づく将来の支払責務を全うするには責任準備金の十分性が重要であり、そのために留意されるべきことを以下に列挙する。
- i)経験データの整備、実績発生率のモニタリングとリスク管理により、保険事故発生状況の変化の早期発見が必要である。
- ・ データ取得態勢

経験データを整備し、定期的な実績発生率のモニタリングを実施する。モニタリングは 商品特性や販売チャネルの違いによる影響にも注意が必要である。経験データの整備は収 支分析上の適切な前提作成にも不可欠である。

・モニタリング体制

モニタリングの結果によっては、販売制限や停止等の対応が必要となる場合もある。 これらの対応を適時に反映できる社内リスク管理体制の整備も必要である。

- ii) 将来収支分析は、責任準備金の十分性検証のために有用な分析方法である。いかにして有効に機能させるかが問題となる。その留意点は以下のとおりである。
- 基礎率の事後検証

将来の不確実性に対しては、適切な前提による十分な事後的検証が不可欠である。この ため、経験データを整備し、適切な前提を作成することが重要となる。

経験データが十分でない場合には、業界データ、諸外国のデータ、再保険会社、コンサルタント等の情報の利用も考える必要がある。

・ 複数シナリオ

どういったポイントを重視するかで将来収支分析の方法も変わってくる。より長期の影響を把握するために長期の将来収支分析の実施、保険事故発生率の想定される複数のシナリオによる将来収支分析の実施などである。

ストレステスト

シナリオに将来の外的要因のリスク等を織り込む等、特異なシナリオによるストレステ

ストを実施し、自社のリスク許容度を認識することも重要である。 更新時のリスク濃縮に対する前提設定には注意を要する。

体制整備

上記のような十分な将来収支分析を適時行うための体制の整備も必要である。

iii)将来収支分析の結果により、将来的に支払財源の不足が見込まれる場合には、責任準備金の積み増し等による財源手当ての対応が必要となる。その考え方は下記のとおりである。

• 財源対応策

基礎率設定時に比べ保険事故発生率の悪化があり、将来の支払財源不足が見込まれる場合には、その対応が必要となる。その財源的対策としては、責任準備金での対応、資本での対応が考えられるが、その不足の発生する実現性の大小により対応が異なってくるものと考えられる。その対応策は、現行の法令・実務基準の部分での対応については監査法人との協議等のうえでの各社の判断に依存するものと考えられるが、例えば、経験値に基づく悪化傾向を反映したベストエスティメイトの将来発生率により認識される不足部分については危険準備金の積立限度の範囲内で危険準備金に積み立て、危険準備金の積立限度の範囲を超えるベストエスティメイトに基づく不足部分及び悲観的なシナリオ・ストレスシナリオにより認識される不足部分は資本の部で対応する等の線引きができるのではないかと考えられる。

上記のような将来の不足の可能性を早期に認識するためには、経験データ取得および将来収支分析の継続実施が必要である。そのために、経験発生率データの整備、さらには、発生率および将来収支のモデルに関する研鑽も継続して行う必要がある。また、財源不足を認識して対応を行う際には金銭的財源を考慮する必要があり、会社全体としての自己資本政策も含めた積増計画策定などが必要である。

現行の枠組みを超えて悪化傾向を反映したベストエスティメイトの将来発生率により 認識される不足部分を追加責任準備金として対応するためには保険計理人の実務基準の 変更、保険料及び責任準備金の算出方法書の手当てが必要となろう。

・ 過度な保守性

健全性維持のために、責任準備金の積立水準を高めることも必要であるが、過度に保守的な責任準備金積立は契約者に過大な負担を強いることになるため、総合的な検討が必要である。また、そもそも、発生の可能性の低い支払に備える準備金を負債とするのは会計上問題がある。

Ⅲ. 責任準備金の十分性が確保されない状況を少しでも回避するため、下記のように商品開発時、販売時、また、保険事故発生率の悪化が観測されたときの対応として、不確実性のリスクを能動的にコントロールすることも必要である。

i)リスク分散

販売計画時に、リスク分散が図れるような商品ポートフォリオ構築を検討する。

ii) 基礎率作成

料率設定時に、十分な将来収支分析、ストレステストを実施し、基礎率の安全性確保を 図る。

iii) 商品デザイン

商品性(基礎率変更権の検討、更新タイプ、複数の異なる給付を組み込むことによる リスク分散、支払限度等、有配当化)の変更により、引受リスクのコントロールを行う。

iv) 選択方法

商品デザインを考慮した選択基準の策定を検討する。

v) 引受制限

リスク引受許容度が低い場合や基礎率の不透明さがある場合に、販売時の保険金、給付金限度の設定により引受抑制をする。

vi) 再保険の利用

再保険のリスク分散機能を利用して、商品ポートフォリオ(リスク引受量)のコントロールを行うことも考えられる。

- I. 保険業法第121条において、生命保険会社の保険計理人は、「契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が公正かつ衡平に行われているかどうか。」について確認し、その結果を記載した意見書を取締役会に提出することが求められている。
- Ⅱ. 生命保険会社の保険計理人の実務基準において、配当が公正・衡平である要件が下記の通り規定されている。

第17条第2項 剰余金の分配または契約者配当(以下、配当という。)が、公正・衡平であるとは、以下の要件を満たすことである。

- (1) 責任準備金が適正に積み立てられ、かつ、会社の健全性維持のための必要額が準備されている状況において、配当所要額が決定されていること
- (2) 配当の割当・分配が、個別契約の貢献に応じて行われていること
- (3) 配当所要額の計算および配当の割当・分配が、適正な保険数理および一般に公正妥当と認められる企業会計の基準等に基づき、かつ、法令、通達の規定および保険約款の契約条項に則っていること
- (4) 配当の割当・分配が、国民の死亡率の動向、市場金利の趨勢などから、保険契約者が期待するところを考慮したものであること
- Ⅲ. さらに、その確認すべき事項について、第18条に定められている。その概要は下記の

通り。

- (1) 会社全体について、以下の要件が満たされていること
 - 7) 翌期配当所要額が、相互会社(剰余金処分)では配当準備金繰入額と配当準備金中の未割当金額の合計、株式会社(費用処理)では当期末配当準備金(割当済未支払、積立配当除き)以下であること。
 - 4) 翌期の全件消滅ベースの配当所要額が、配当可能財源の範囲内であること。
 - が 翌期配当所要額が、上記の配当可能財源から、会社の健全性の基準を維持する ために必要な額を控除した額の範囲内であること
- (2) 区分経理の商品区分毎に、翌期の商品区分毎の全件消滅ベースの配当所要額が、当該商品区分の配当可能財源の範囲内であることただし、保険計理人が特に必要と判断する場合は、さらに細分化した保険契約群団毎に財源が確保されていることを確認しなければならない。また、保険計理人が合理的であると判断する場合は、複数の商品区分をまとめて、財源が確保されていることを確認することができる。
- (3) 契約消滅時に最終精算として消滅時配当を行う保険種類においては、以下の要件が満たされていること
 - 7) 代表契約の翌期配当額が、原則として当年度末のネット・アセット・シェアを 超えていないこと
 - イ) 代表契約の将来のネット・アセット・シェアが健全性の基準維持のための金額を下回っていないこと

2

答案の作成にあたって

問題文には「①を踏まえ」とあり、①の解答と相応する項目立て、もしくは少なくともこれを明確に意識した解答の展開を出題者は期待している。必ずしも上記の通りでなければならないというわけではないが、この点を念頭におくことで、散漫とならず方向性をもった解答が作成できるものと考えられる。

この解答例では相互会社を前提とした。株式会社においては株主への還元政策とのバランスについて考慮が必要となるものの、それ以外では契約者配当のあり方については本質的に相互会社と変わるものではない。

I. 商品特性の比較

個人保険(含む個人年金保険)と団体年金保険(一般勘定)の商品特性については、下

記のような特徴・相違点が挙げられる。

i) 商品・基礎率の多様性

個人保険は、死亡、生存、医療などの多様な保障を行う商品を含む。また、同じ 保険商品でも契約時期等によって基礎率が異なる商品が併存する他、配当に関しても 毎年配当・5年ごと配当、高料高配・低料低配などの種類があり、商品性・価格は多 岐にわたる。

一方、団体年金は、企業の退職年金制度の裏付けであることから、保険商品としての構成は個人保険に比較してシンプル。市中金利に応じた解約控除あり・なしの両タイプを併売するケースもある。

また、個人保険は一定の要件のもと保険期間が終了するのに対し、団体年金は保 険期間に終期がない点も商品性の違いとしてあげられる。

ii) 逆ざやと基礎率変更権

個人保険については、近年、予定利率等を機動的に見直す商品も開発されているが、契約時に適用した基礎率を長期間にわたり保証する商品が一般的。したがって一部の生保においては、高金利時代の契約が逆ざや状態となっている。

これに対し、団体年金は、かつて、高い予定利率が低い市中金利とマッチせず団体年金の逆ざやが経営上課題となっていたが、現在では、拠出型企業年金の受給権確定部分などを除き、契約全体の予定利率を変更することが可能となっており、逆ざやの問題はほぼ解消されている。

iii) 剰余の源泉と配当体系

個人保険については、商品にもよるが、一般的には、利差・死差・費差を財源と し、それぞれに応じた配当設定を行っているのに対し、団体年金については利差(含む 価格変動)収支がほとんどであり、配当はこれを財源とする利差配当のみである。

また、内部留保の観点では、個人保険は保障内容の多様性に応じて、必要とする内部留保(危険準備金)の種類が多い。

iv) 配当に対する顧客の期待

顧客が主に期待する事項としては、団体年金については剰余の早期還元が求められるのに対し、個人保険については保険期間を通じた安定的な配当水準を求める傾向がある。

v) 資金流出・流入リスク

団体年金については、配当を含めた実質利回り(いわゆる配当基準利回り)と市中金

利、または特別勘定運用実績との差に応じて、資金の流出入リスクがある。ただし、 市中金利に応じた解約控除のある商品については一定の対応がなされている。

個人保険についても一時払の貯蓄性商品などでは同様の資金流出入のリスクがある。

Ⅱ. 配当の立案・決定において考慮すべき事項

上記の商品特性を踏まえた上で、実務基準に定められた配当が公正・衡平である要件に 沿って、配当のあり方について考慮すべき事項を挙げる。

i) 健全性の確保

配当の議論の前提として、生命保険業の安定的・継続的運営のための健全性が確保されていなくてはならず、公正・衡平な配当の設定のためには、責任準備金が適正に積み立てられており、必要な内部留保が行われていることが必要不可欠となる。すなわち、配当を考えることは、会社全体・商品群団ごとの健全性のあり方を、どのようにとらえるかを考えることから始める。

会社全体の健全性の水準をどの程度にするのかは、配当還元と内部留保のバランスが重要である。収支分析、ストレステストなどを行いつつ、目標とする健全性の指標、水準を定め、自己資本充実策、内部留保計画を策定する必要がある。さらには、区分経理毎の目標とする健全性の指標についても上記の計画に組み込まれるべきである。商品区分毎にセルフサポートが保たれるよう、目標とする健全性の水準を設定することになろう。

実務基準においては、翌期の配当について前項を確認することが求められているが、一方で、中長期的な観点での収支とソルベンシー確保を想定し、自己資本充実策、内部留保計画に沿った自社なりの配当可能財源を把握した上で、翌期の配当水準を策定するべきである。各商品区分毎についても、同時に配当可能財源の把握がなされているべきである。

当然のことながら、単年度収益が良好でも、累損がある場合には、その解消が優先されるし、翌期の配当は会社全体の配当可能財源(ソルベンシー確保のための必要額控除後)の範囲で行われる為、いずれかの商品区分で収支が不足する場合は、他の群団は単独の区分で可能な配当水準から削減することが必要になる。その場合、当該群団の損失の填補に当てられる他の商品区分または全社区分の利益について、将来返済することについてもセルフサポートという視点からは考慮しなくてはならない。

商品特性を踏まえれば、個人保険は保険期間を通じて保障を全うするに十分な内部留保が必要であるし、医療保険等については、将来的な支払率の悪化が想定できるのであれば、危険準備金の積立基準を超えた内部留保を行うことができるような配当率設定が必要となろう。

ii) 契約ごとの貢献度に応じた配当

上記の健全性確保の後、商品区分および個々契約の配当可能剰余に対する貢献度 に応じた配当設定を行うことになる。商品区分間の剰余とその源泉を明確にするため には、区分経理および商品区分毎の利源分析・アセットシェア算出は不可欠である。

個人保険については、保険期間を通じて保障責任を全うするために、単年度の剰 余に単純にリンクさせるのではなく、保険期間を通じた留保と還元のバランスに注意 しなくてはならない。また、死差益・費差益といった比較的安定的に推移する剰余が あるため、3利源別配当の場合は、これらに対する配当率は安定的に設定できる。5 年毎利差配当の場合は、不安定である利差益、価格変動損益について損失が生じても、 マイナスの割振額を翌年度に持ち越すことができ、配当可能財源を少なめに認識する 必要のない要素となる。

個人保険については、多様な商品を含むため、さらにブレークダウンした区分経理を行い、細分化された区分の配当可能剰余を把握することが考えられる。その際、逆ざや契約などについて、損失額を他の区分の契約からどのように負担させるべきか留意する必要がある。その上で、アセットシェア計算などを通じて、商品種類・加入年齢・経過年数等を考慮して概略剰余への貢献に比例して分配されるべきである。また、利源別配当方式であれば、選択効果、契約当初の新契約費、危険準備金の積立コストなどに留意が必要である。

さらに、契約継続中に割り当てる配当と消滅時配当とのバランス、契約群団全体の債務履行のために、当該契約の消滅後も保険会社に留保すべき貢献部分とのバランスも考慮する必要があろう。

団体年金(一般勘定)においては、剰余の源泉は利差益および価格変動損益がほとんどで、これらは年度により不安定なことから、この剰余の不安定性を考慮した配当可能財源の把握が必要となるが、一方で、予定利率の変更を行うことができるため自己資本充実策、内部留保計画において破産確率などの指標を個人保険より緩くすることも可能であり、利差およびキャピタルゲインについて一定額を早期に還元が可能と考えることもできる。

また、団体年金については、市中金利に応じた解約控除のある契約とない契約の間で配当率格差をどのように設けるかに留意を要する。予定利率の差と解約控除の有無は、債券価格下落リスクをカバーするよう設定されたものであるが、現下の資産運用状況に照らし、再検討を行い、配当率格差にいかに反映すべきか考慮すべきである。

なお、実際の配当においては個々契約の貢献度を厳密に追及するのではなく、上 記を踏まえたうえで、実務的に可能な一定程度簡便化された方式をとることは許容し うる。

iii) 適正な保険数理、所定の基準、契約条項に沿った配当の設定

①アセットシェア方式、②利源別方式、③剰余金の分配の対象となる金額を保険期間等により把握し、責任準備金等の基準となる金額に応じて計算した金額を分配する方法、④その他①~③に準ずる方法 による必要がある(施行規則第25条)

配当還元率 20%以上の額を社員配当準備金又は社員配当平衡積立金に積み立てるよう定款に定めなければならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合はその限りではない(業法第58条、施行規則第29条第30条)。安定的配当を行うには社員配当平衡積立金勘定の利用も有効である。

保険計理人は、契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が公正かつ衡平に行われていること等を確認し、その結果を記載して意見書を取締役会に提出しなければならない(業法第121条)ただし、この確認は法令上の必要最低限のものであり、より衡平な配当になるよう努める必要がある。

iv)契約者の期待

個人保険については、配当の安定的継続という顧客の期待を考慮する必要があるのに対し、団体年金については契約者の実績配当志向がより強く、早期の配当還元を行う配当ルールの設定が望まれる。

個人保険で採用されている3年目配当は、剰余の発生年度に合ったものであるが、 毎保険年度末に配当を行う2年目配当に比し配当還元が1年遅く、貯蓄性商品につい て他業界の商品との対比という観点からすると魅力に欠ける。また、解約契約に対し て3年目配当は厳しく、5年毎配当はさらに厳しいという性質がある。

v) その他

上記に述べた事項以外にも、下記の様な留意すべき事項が挙げられる。

特に、生命保険会社間で商品性の格差の小さい団体年金においては、配当基準利回りが競争力に直結するため、過度に内部留保を充実させることは好ましくないが、内部留保と配当還元のバランスの設定には注意を要する。

キャピタルゲインの還元は資産運用のスタンスを反映したものであることが必要である。即ち、バランス型運用を行っているのであればキャピタルゲインの一定額を配当還元するのが妥当であろうが、債券中心のキャッシュフローマッチング型の運用を行っているのであれば債券の評価益を配当還元するのは不適切である。

各群団ともセルフサポートが行なわれている場合にこそ、剰余への貢献に応じた配当が実施できる。生保商品は基本的には長期にわたって保障するものであり、営業サイドの要望等から安易に低料低配型商品、無配当商品を販売するのではなく、慎重なプライシングが求められる点も注意が必要である。

以上に述べてきたとおり、会社全体および商品区分ごとに配当還元とのバランスのとれた健全性を確保した上で、実務的に可能な範囲で契約群団の剰余への貢献度と契約者の期待を反映したものが公正・衡平な配当と言える。

配当の立案、決定にあたっては、個人保険や団体年金の商品性を考慮し、公正・衡平な 配当となるよう留意することが必要である。

以上